

○土器川体育センター

使用区分		使用時間区分		午前9時～ 午前12時	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時30分	午前9時～ 午後5時	午前9時～ 午後9時30分
		メインホール	全面使用	アマチュアスポーツに 使用する場合	無料入場の場合	2,000円	2,600円	4,200円
	有料入場の場合			6,000円	7,800円	12,600円	13,800円	26,400円
アマチュアスポーツ以外 のものに使用する場合	無料入場の場合		8,000円	10,400円	16,800円	18,400円	35,200円	
	有料入場又は営業目的の場合		40,000円	52,000円	84,000円	92,000円	176,000円	
部分使用	床面の2分の1以下を使用する場合		全面使用の場合について定められた使用区分に応ずる使用料の額に50%の額 (100円未満の端数は、100円に切り上げる。)					
	床面の6分の1以下を使用する場合(予約は当日のみ)		全面使用の場合について定められた使用区分に応ずる使用料の額に16%の額 (100円未満の端数は、100円に切り上げる。)					
多目的ホール	全面使用	アマチュアスポーツに 使用する場合	無料入場の場合	700円	900円	1,400円	1,600円	3,000円
			有料入場の場合	2,100円	2,700円	4,200円	4,800円	9,000円
	アマチュアスポーツ以外 のものに使用する場合	無料入場の場合	2,800円	3,600円	5,600円	6,400円	12,000円	
		有料入場又は営業目的の場合	14,000円	18,000円	28,000円	32,000円	60,000円	

○土器川体育センター

使用区分		使用時間区分		午前9時～ 午前12時	午後1時～ 午後4時	午後4時～ 午後7時	午後7時～ 午後9時30分	午前9時～ 午後9時30分
		メインホール	全面使用	アマチュアスポーツに 使用する場合	無料入場の場合	2,000円	2,100円	2,100円
	有料入場の場合			6,000円	6,300円	6,300円	9,000円	26,400円
アマチュアスポーツ以外 のものに使用する場合	無料入場の場合		8,000円	8,400円	8,400円	12,000円	35,200円	
	有料入場又は営業目的の場合		40,000円	42,000円	42,000円	60,000円	176,000円	
部分使用	床面の2分の1以下を使用する場合		全面使用の場合について定められた使用区分に応ずる使用料の額に50%の額 (100円未満の端数は、100円に切り上げる。)					
	床面の6分の1以下を使用する場合(予約は当日のみ)		全面使用の場合について定められた使用区分に応ずる使用料の額に16%の額 (100円未満の端数は100円に切り上げる。)					
多目的ホール	全面使用	アマチュアスポーツに 使用する場合	無料入場の場合	700円	700円	700円	1,000円	3,000円
			有料入場の場合	2,100円	2,100円	2,100円	3,000円	9,000円
	アマチュアスポーツ以外 のものに使用する場合	無料入場の場合	2,800円	2,800円	2,800円	4,000円	12,000円	
		有料入場又は営業目的の場合	14,000円	14,000円	14,000円	20,000円	60,000円	

丸亀市内体育施設(丸亀市民体育館・土器川体育センター・飯山総合体育館・飯山体育館 共通)

器具及び設備 標準使用料

区 分	単 位	金 額
バスケットボール台	1式1回	500円
バレーボール支柱	〃	120円
バドミントン支柱	〃	120円
卓球台	1台1回	120円
ハンドボールゴール	1式1回	220円
バスケットボールの用具 (移動式得点表示装置及びボールを除く)	〃	300円
審判台	1台1回	50円
得点板	〃	20円
卓球用スクリーン	〃	10円
ストップウォッチ	1個1回	50円
拡声装置	1式1回	1,500円
ポータブル拡声装置	1台1回	1,000円
拡声器	1台1回	30円
ワイヤレスマイク	1式1回	1,000円
プロジェクター	1式1回	1,000円
固定式得点表示装置	1式1時間	150円
移動式得点表示装置	1式1回	1,500円
椅子	1脚1回	10円
長机	〃	20円
ベンチ	〃	20円
演台	1式1回	100円
仮設ステージ	1台1回	50円
フロアシート	1本1回	100円
各種ボール	1個1回	10円
柔道畳	1式1回	500円
平均台	1台1回	50円
トランポリン	1台1回	300円
その他器具	1種目1式1回	100円

※運動会等での小物器具(多種目・多数量)使用時の場合は1式2,000円を上限。

備考

- 各体育施設における部分使用は、アマチュアスポーツに使用する場合に限る。
- 丸亀市を中心とする定住自立圏の形成に関する協定を締結した市町の区域内に居住していない者がこの表に定める施設(丸亀市民体育館第2トレーニング室及び飯山総合運動公園体育館トレーニングルームを除く)を使用する場合(備考3及び4の使用を含む)の使用料は、この表に定める使用料の額にその30%の額を加算する。
- 使用日以外の日に会場の準備又は整理等のために予備的に使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の額の50%の額とする。
- 使用許可時間を超過して施設を使用する場合の使用料は、30分当たり、各使用区分の「午前9時から午後9時30分」の使用料の5%の額を加算する。
- 使用許可時間を超過して施設を使用する場合の超過使用時間の計算は、30分未満のときは30分とし、30分以上のときは1時間とする。また、1時間を越える場合の端数時間の処理も同様とする。
- 冷暖房設備のある施設を使用する場合の冷暖房使用料は、1時間当たり、この表に定める使用料の額の50%の額とする。ただし、丸亀市民体育館競技場は、1時間当たり12,000円、飯山総合運動公園体育館サブアリーナは、1時間当たり1,000円とする。(使用は時間単位)
- 使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 設備及び器具使用料は、規則で別に定める。
- 「入場料等」とは、入場料金、会費、会場整理費等、その他名称のいかんを問わず入場者から徴収する対価をいう。
- 「アマチュアスポーツ以外」とは、プロスポーツやその他スポーツ以外の各種行事等をいう。